



平成27年4月13日

各 位

会社名 株式会社 ハローズ  
代表者名 代表取締役社長 佐藤利行  
(コード番号:2742 東証JASDAQ)  
問合せ先 取締役副社長 佐藤太志  
(電話番号 086-483-1011)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月13日開催の取締役会において、平成27年5月28日開催予定の第57回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 変更の理由

- (1) 経営体制の充実強化に備えるため、取締役の員数の上限を10名以内から11名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を法令の定める範囲内で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第30条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、上記の条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年5月28日
定款変更の効力発生日	平成27年5月28日

### 3. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。下線は変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 29 条 (条文省略) (新設)</p> <p>第 30 条～第 39 条 (条文省略) (新設)</p> <p>第 40 条～第 47 条 (条文省略) (平成 24 年 5 月 24 日 改正)</p>	<p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 29 条 (現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u> 第 30 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 31 条～第 40 条 (現行どおり) <u>(監査役の責任免除)</u> 第 41 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 42 条～第 49 条 (現行どおり) (平成 27 年 5 月 28 日 改正)</p>

以 上